

中間見直し素案に関する意見・質問及びその回答

	意見・質問の内容	回 答
見直し① 教育・保育の量の見込み、確保方策	<p>教育・保育料の二ーズが大きく減ったことにより、確保には余裕が出るようになります。このことで保育士の確保に影響が出るのでしょうか。良質な保育を維持するためにはやはり人の確保が大切です。報道される保育現場での事故についても手厚い配置があったならと思う場面も少なくありません。国の配置基準は変えられないとしても、県独自で手当てをすることができないのかと思います。</p>	<p>量の見込みは減少していますが、各事業者に雇用される保育士等には地域的にも偏りがあること、職場での定着率が必ずしも高くないこと、依然として保育士等が不足しているとの声があることから、引き続き 2024 年度 3 万人を目標に確保を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、保育現場での事故等を防止し良質な保育を提供するために、保育士の勤務環境を改善し保育士の業務負担を軽減することが有効と考えております。そのため、国の補助金を活用し、保育士の業務を補助する保育補助者の雇用や、保育園での ICT の活用による省力化を支援しております。加えて、保育の周辺業務を行う保育支援者の雇用を支援する事業において、2023 年度から新たに、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯に「スポット支援員」を配置した場合にかかる経費が補助対象とされたところでございます。</p> <p>また、本県では独自に、1 歳児の配置を 6 : 1 の基準以上に改善した場合に加配した人件費を補助する「1 歳児保育実施費補助金」を実施しております。</p>
	<p>①県全体としては量の確保はできていますが、市町村ごとにばらつきがあり、依然として二ーズにこたえられない市町村があります。「幼稚園における長時間・通年の預かり保育により確保する場合は、原則、1 号認定の確保方策に計上することとされており、1 号認定と 2 号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られている。」とありますが、「適切な提供体制の確保」とはどのような状態でしょうか？幼稚園の延長預かりは「通年」であっても実際は園に都合が優先されるため、働きたい親にとっては就職先をかなり限定されていることが多いです。そのため、実際にはもう少しちゃんと働きたいけれど、保育園に入所できる点数がなく、限定的なパート労働しかできないのが現状で、近隣の保育園に入れないから職場復帰をあきらめ、退職・転職（社内で正社員→パートになるなど含む）、再就職できない状況を生み出しています。希望するキャリアを諦めざるを得ない環境、経済的な不安定さは 2 人目、3 人目へのハードルの一つとなっています。</p>	<p>国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」（平成 31 年 4 月 23 日付）におきまして、共働き等家庭のうち保育所・認定こども園ではなく、幼稚園の利用を希望する者につきましては、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」として、2 号認定（教育二ーズ）に計上した上で、「確保方策」について、幼稚園の認定子ども園への移行により確保する場合は 2 号認定に計上し、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により確保する場合は 1 号認定に計上し、1 号認定と 2 号認定の確保方策を合わせて、保育二ーズに対応することで、適切な提供体制が確保されているとしています。</p> <p>8 区域（豊橋市、岡崎市、小牧市、知立市、岩倉市、あま市、長久手市及び大治町）で 2 号認定の確保方策に不足が生じていますが、保育所の利用を希望する 2 号認定（保育二ーズ）に対する確保方策は確保できており、幼稚園の利用を強く希望する 2 号認定（教育二ーズ）は 1 号認定に対する確保方策で対応することが可能なことから、適切な提供体制が確保されていると判断しております。</p>
	<p>②ここ数年で 0 歳児、1 歳児で保育園に通う家庭が増え、小規模保育から通常の 5 歳までの園への移行時に近隣の園に入れないことがあると聞いています。子どもの数が減っている現状を踏まえると、入園児が減少している幼稚園にこども園として保育も担っていただくしかないと思います。一方で「こども園は教育委員会の管轄」で、保育園担当課の職員との連携が取りにくい状況が実際生まれています。こうした課題を県がどの程度把握されているのか教えてください。</p>	<p>幼稚園から認定こども園へ移行した園は、新制度開始から 2023 年度までに 66 園でございますが、引き続き、認定こども園の移行を希望する法人に対しては、市町村と連携の上、認可・認定に対する支援を行い、設置促進を図ってまいります。</p> <p>なお、認定こども園と保育所の所管が異なることで連携が取りにくい自治体の状況については、県では把握しておりません。</p>

	意見・質問の内容	回 答
見直し② 認定こども園の 目標設置数、設置時期	意見なし	
(基本施策8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実) 見直し③ 基本施策9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保	<p>「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金が一体的に実施される」ために何が必要だと想定していますか？具体的に計画されていることがあれば教えてください。</p> <p>妊娠期からの切れ目ない支援を行うためには、日常的に妊産婦を支援できる場（地域子育て支援拠点、保育所併設の支援センターなど）に、不安や課題のある妊産婦をつなげることができるかが重要で、伴走型相談支援を行政が担当する場合にはそのような場との連携が重要だと思っています。ただ、現実には母子保健と子育て支援の壁は厚く、「一体的に実施」できるのかどうか、疑問です。</p>	<p>本事業におきましては、令和4年度から国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき、実施主体であります市町村に対しまして、国と県で事業費の補助を行う形で支援をしております。</p> <p>本事業における「一体的に実施」とは、伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金（経済的支援）をパッケージで実施することを意味しております。これにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスにつながるなど、必要な支援が妊婦・子育て家庭に届くことが期待されます。</p> <p>また、県では、伴走型の相談支援が円滑に実施されるよう、市町村保健師等に対し、面接相談技術の習得や先進的な取組事例の紹介、効果的な支援プランの策定など、職員の技術や資質向上を図る研修等を実施していきます。</p>
社会的養育の体制整備 見直し④ 基本施策16	「子どもの権利を擁護する仕組みとして」が削除された理由を教えてください。	<p>（当事者である子どもの権利擁護）の標題に記載があるため、削除し、簡潔にしたものです。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、以下のとおり具体的に記載しました。</p> <p>○ 県は、社会的養護下にある子どもの意見を受け止めるため、国のモデル事業を活用し、児童相談センターや施設等から一定の独立性を持つ第三者による調査審議機関の設置など子どもの権利を守る仕組みの構築を進めるとともに、子どもの意見の代弁等を行う意見表明支援事業の実施について、検討します。</p> <p>また、合わせて、（社会的養護自立支援の推進）の記載についても、より正確な記載とするため、以下のとおり修正します。</p> <p>○ 県は、施設等からの退所を控えた子どもや社会的養護経験者（ケアリーバー）の自立支援の強化を図るため、2024年度から年齢要件等の弾力化による児童自立生活援助事業の対象者の拡大を踏まえ、継続支援計画を作成する支援コーディネーターと、継続支援計画に基づく相談支援を実施する生活相談支援担当職員を増員し、児童相談センターに配置します。</p>
見直し⑤ ヤングケアラー及びその家族への支援について	意見なし	